四　法第六十六条の六十一第一項第四号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　破産手続開始の申立てを行った年月日
ロ　破産手続開始の決定を受けた年月日
五　法第六十六条の六十一第一項第五号に該当する場合　解散の年月日及び理由
六　法第六十六条の六十一第一項第六号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　承継先の商号又は名称
ロ　分割の年月日及び理由
七　法第六十六条の六十一第一項第七号に該当する場合　次に掲げる事項
イ　譲渡先の商号、名称又は氏名
ロ　譲渡の年月日及び理由

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
一　法第六十六条の六十一第一項第一号又は第二号に該当する場合　最近の日計表
二　法第六十六条の六十一第一項第三号に該当する場合　合併契約の内容及び合併の手続を記載した書面
三　法第六十六条の六十一第一項第四号に該当する場合　破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面
四　法第六十六条の六十一第一項第六号に該当する場合　新設分割計画又は吸収分割契約の内容及び分割の手続を記載した書面
五　法第六十六条の六十一第一項第七号に該当する場合　事業譲渡契約の内容を記載した書面

3　第一項の届出書及び前項各号に定める書類は、英語で記載することができる。

第三百四十五条　法第六十六条の六十三第三項の規定による公告は、官報により行うものとする。
（所在不明者の公告）

第三百四十六条　法第六十六条の六十五の規定による公告は、官報により行うものとする。
（監督処分の公告）

第六章　［略］

第三百四十七条　［略］
（参考人等に支給する旅費その他の費用）

第三百四十八条　［略］
（申請書等の提出先等）

2　法第二十九条、第三十三条の二、第六十六条又は第六十六条の五十の登録を受けようとする者が第五条、第四十三条、第二百五十七条又は第三百二十六条第一項の登録申請書を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該登録を受けようとする者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該登録を受けようとする者は、当該登録申請書及びその写し一通並びに第五条、第四十三条、第二百五十七条又は同項の添付書類一部を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

3　金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者又は高速取引行為者が申請書、届出書その他法、令又はこの府令に規定する書類（法第六十四条第三項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録申請書並びに第二百五十二条、第二

第五章　［同上］

第三百二十六条　［同上］
（参考人等に支給する旅費その他の費用）

第三百二十七条　［同上］
（申請書等の提出先等）

2　法第二十九条、第三十三条の二又は第六十六条の登録を受けようとする者が第五条、第四十三条又は第二百五十七条の登録申請書を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該登録を受けようとする者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該登録を受けようとする者は、当該登録申請書及びその写し一通並びに第五条、第四十三条又は第二百五十七条の添付書類一部を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

3　金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、特例業務届出者又は金融商品仲介業者が申請書、届出書その他法、令又はこの府令に規定する書類（法第六十四条第三項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録申請書並びに第二百五十二条、第二百五十三条及び第